

STOP! THE ハッ場ダムニュース

一やんばー^一
IN埼玉



No.29 2010.8.18.

・ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子・

「不当判決」、司法としての判断を放棄か



7月14日さいたま地方裁判所の満席の105号法廷で、遠山廣直裁判長は、私たち原告の主張をリップサービスとして少し認めたものの、県及び国の主張は「著しく不合理とは言えない」「看過し得ない瑕疵があるとは言えない」として、違法性を否定する行政追認の不当判決を言い渡しました。

まず、県公営企業管理者が国土交通大臣に対し、ダム使用権の設定申請を取り下げる権限がないとし、訴えを却下し、そのほかの私たち原告の主張は、全く受け入れず「棄却」としました。但し、この判決は県のダムへの支出の違法性が問われた

裁判ですので、ハッ場ダムの是非を問うたものでなく、建設推進を認めた訳ではありません。

さいたま地裁は、他の裁判では採用しなかった治水に関する調査嘱託(関東地方整備局への資料請求)を行ったにもかかわらず、判決文ではそのことには一切触れず、また何の判断も示しませんでした。この不当判決を受けて即、控訴をしました。(7月27日控訴手続き済み)

2004年11月に6都県一斉に裁判を提起してから6年近くの歳月が過ぎました。一昨年、政権交代したときには、ハッ場ダムの中止が現実となるのかと期待していましたが、どうなるか分からぬ状況です。これから行われるハッ場ダム等のダムの検証も怪しい雲行きです。

このような暗雲立ち込める状況であるからこそ、次なる高裁において勝訴を手にするまでがんばろうでは、ありませんか！！ 政治は私たち住民が動かす構えで、裁判所が三権分立の司法の役割をしっかりと果たすように、弁護士さんとともに原告一同力をつくしていきたいと思います。今までの暖かいご支援を感謝するとともに、今後もひき続きご支援ご協力をよろしくお願ひします。

代表 藤永知子

7月14日、判決言渡し期日の報告

野本夏生

ハッ場ダム埼玉訴訟は7月14日に判決の言い渡しがありました。結果については、すでに新聞報道等によってご存知のことと思いますが、残念ながら原告（住民側）の敗訴でした。東京、水戸、群馬、千葉に続く敗訴判決となります。

埼玉訴訟では、八斗島治水基準点における基本高水流量の流出計算に関するデータ、資料の提出を国土交通省（関東地整）に求めた原告の調査嘱託申立てが採用され、この調査嘱託から明らかになった事実を基にして原・被告間でさらに主張の応酬がなされていました。また、暫定水利権に関しても、実際には安定水利権よりも不利に扱われた事実がないことや、ハッ場ダム計画への参画が水利権存続の条件になっているわけではないことなどが審理の過程で明らかにされました。

これら審理の中で獲得してきた事柄が判決にどう反映されるかに注目していたのですが、残念ながらまったくの肩透かし判決でした。

判決は、ハッ場ダムの利水面における必要性に関しては、原告らが主張する「水需要の予測、供給能力の評価及びハッ場ダムによる水源の確保が不要であるとの評価が1つの評価としてありうる」ことは認めました。しかし、県が国土交通大臣による負担金納付通知や関係地方公共団体との協定により義務づけられた支出を行うことが『違法』と評価されるのは、納付通知や協定が「著しく合理性を欠き、予算執行適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合」でなければならぬとハードルを高く設定し、ここから各種負担金の支出に違法はないと結論づけました。

また、最も注目していたハッ場ダムの治水上の必要性に関しては、原告側の主張を全く理解しない判決内容となっています。原告側は、八斗島地点には毎秒1万6750m³/秒しか流れないと（国土交通省が計画降雨時のピーク流量をこの数値としている。）、下流の流量・水位の低減を図る施設であるハッ場ダムは不要であるとの主張を展開してきました。ところが、さいたま地裁判決は、「八斗島地点の計画高水流量1万6500立方メートル毎秒を超える洪水が発生すれば八斗島地点の上流が氾濫することは十分ありうることであり、これを想定することが不合理ということはできない。」などと、まったく見当違いの問題設定をし、そこから上流氾濫を想定することは不合理ではないとの結論を導いているのです。これ以外にも判決には数多くの問題を指摘することができるのですが、字数が限られていますので、別の機会に譲りたいと思います。

この不当判決に対してはすでに控訴の手続をとっています。審理の場は東京高裁へと移ります。政治決着の道筋にもまだまだ不透明な部分があります。東京高裁で、再度、画期的な司法判断を求めていきたいと思います。

八ッ場ダムさいたま地方判決に対する抗議声明

2010年7月14日

1 本日、さいたま地方裁判所第四民事部（遠山廣直裁判長）は、八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を言い渡した。判決は、原告の主張をまったく理解することなく、不当にも以下述べるように原告らの主張を退けた。

記 (1) まず、本件判決は、被告埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を違法に怠っているとの主張については、地方公営企業法上、埼玉県公営企業管理者にはダム使用権の設定申請を取り下げる権限がないとし、訴えを却下した。

(2) 次に、本件判決は、八ッ場ダムの利水上の必要性について、原告らの主張する水需要の予測、供給能力の評価及び八ッ場ダムによる水源の確保が不要であるとの評価が一つの評価としてあり得るとし、また、農業用水転用水利権について、非かんがい期の取水が現実には制限されておらず、水利権について本来予定されている取扱いと実態との間にはかい離がある点を指摘しながらも、非かんがい期について水源を八ッ場ダムから手当てし、水の安定的供給を確保することが不合理とまでは言えないとして、原告らの主張を斥けた。

(3) また、本件判決は、治水については原告らの主張を真摯に検討せず、国交省の説明をそのまま受け入れ、予算施行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵を有するといえるほど八ッ場ダムに治水上の利益がないとまで認めることはできないとし、原告らの請求を棄却した。

(4) さらに、貯水池周辺の地滑り等の危険性については、現在の地滑り対策が十分であるといえないとしても、対策の再検討が行われ修正が加えられていく予定であることを踏まえると、少なくとも現時点において公金支出を不合理ならしめるほどの危険性があるとまでは認められないとし、本件支出命令が違法であるとは言えないとした。

2 以上のような本件判決の判断は、原告らの主張をまともに受けとめようとしないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにはかならない。

3 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、原告らは、東京高等裁判所へ控訴手続きを行うとともに、地都県の住民訴訟の原告らとともに手を携え、引き続きたたかい続けることを表明する。

今後とも、みなさまのご支援をお願いしたい。

八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会 原告団 ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 弁護団

1952年 旧建設省が利根川支流の吾妻川を候補地として調査開始

川之候雨心之火的直雨知
2014年

2004年
11 1 版

11 1都5県の住民が各知事らにタム
負担金の支出差し止めを求め6地裁に一
斉提訴
2002年

2009年

5・11 東京地裁で住民側敗訴
 6・26 前橋地裁で住民側敗訴
 6・30 水戸地裁で住民側敗訴
 8・30 ハツ場ダム中止を公約に掲げ

9・17 前原誠司国土交通相が建設中

止を表明 10:19 6都県知事が建設中止の撤回

10・19 都県知事が建設中止の撤回を国に求める共同声明を発表
12・3 ダム事業繼續の是非を討】会

12・3 タム事業継続の是非を話し合う 国交省の有識者会議初会合 2010年

2010年
1・19 千葉地裁判決で住民側敗訴
2・21 おひるね市地裁で三井住友銀行

3・31 さいたま地裁で口頭弁論結審
7・14 さいたま地裁で判決

1960-1961

ハツ場ズムの松の堅高

早く本体工事を上田清司知事の話（八ツ場ダムは、本県も含めた関係県に於て必要だとしている妥当性が判決において、ハツ場ダムの必要性が認められたものであり、前原国土交通大臣におかれても、一日も早く本体工事を着手していくべきだと考えてある。

早く本体工事を

国主体で建設が計画され、いわゆるハツ場ダム（群馬県農耕監視原町）事業への負担金支出し違法として、市民団体「ハツ

点から、直ちに合理性を欠くことは言えない」と原告側の主張を退けた。原告側は判決不服として、近く控訴する。
一都三県の住民が6地裁に一齊提訴したうち、5件目に審判決。さしたま地裁判決を含め、5地裁でいずれも原告側が敗訴した。

訴へて、「利水・治水上の必要性はない」と主張。建設費のかかる事業費負担は違法と訴えていた。「これに対し、清水裁判長は判決で「利水上」の水の安定的な供給のため余裕を持った需要予測を行つたことは、不合理であるとは言えたとい」と指摘。治水効果については、「一〇〇年に一回程度の」

ハツ場ダム訴訟

住民側の訴え棄却

地さいたま「合理性欠くと言えず」

八ツ場ダム 群馬県
長野原町の利根川支流
吾妻川で計画された
多目的ダム。事業主体
の国が1952年に計画を
発表し、水没予定地の
住民らは当時、激しい
反対運動を展開した。

事業費は約4800億円で、利根川流域の埼玉、
茨城、栃木、群馬、千葉、東京の8都県が半分近くを負担する。2015年夏に完成予定だったが、昨年9月の政権交代で就任した前原誠司国土交通相が、建設中止を表明した。

閉廷後に「不当判決」の垂れ幕を掲げる原告団ら=14日午前、さいたま地裁

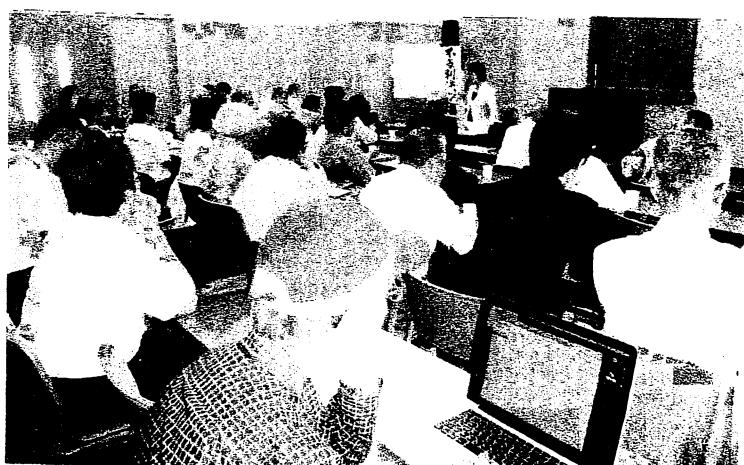
の判断に期待を持たせたが、いは届かなかつた。

閑院後に覗いた原告田野・本夏生弁護士は、「原判回復」張への理解度が低く、極端な不當判決」と厳しく表情浮かべた。原告の島津暉之さん(66)は「誠に残念。司法壁は厚いと感じた」。市民体一派団体をストップさせる埼玉の会代表の藤子さん(57)は「国言いひどいな、県独自の判断示してもらいたい」と話した。だが、判決では「(ダメ)より(いい)水の安定的な供給を確保する」ことが必要として判断が、不合理(ひまわらう)と指摘。これができない」と指摘。この点を原告団は「ダメが必要と判断したわけじみど」と評価。控訴審での判断に期待を持たせていた。

の建設事業費約4600億円のつか、県は666億円を負担する見込みで、2005年度末までに約431億円を支出した。09年以前原誠司国交相がハツ場ダム建設中止を表明したが、上田清司知事は必要性を訴えている。

判決後の集会風景→

記者会見する原告と弁護団



シンポジウム 「ダムの歴史的功罪 及び できるだけ

ダムに頼らない治水はどうしたら実現できるか」



大西 将之

去る7月3日、弁護士会館において首記のシンポジウムが開催された。

第二東京弁護士会では、ダムが様々な「人権問題」を引き起こす、という問題意識のもとに公害対策・環境保全委員会の中に2005年にダム部会を立ち上げ、出し平ダムなどの問題を調査してきた。今年の6月には日本弁護士連合会として「ダム依存から脱却し、総合治水及び堤防の強化を求める意見書」を発表している。

民主党政権になって、「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換の考え方に基づき昨年11月「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置された。この有識者会議については、メンバーの人選や会議が非公開であることへの疑問が指摘されている。

今年の夏に出る予定の有識者会議「中間とりまとめ」も視野に入れて開催された。

初めに弁護士会から挨拶と趣旨説明があり、次いで大熊孝・嶋津暉之・竹村公太郎三氏の講演、休憩後に上記三氏によるパネルディスカッションが行われた。大熊・嶋津氏はダム反対の立場で、武村氏（元国交省河川局長）はダム必要の立場で話された。嶋津氏は利水・治水両面でダムの効果がないこと、大熊氏はダムは自然を奪い地域を無視する20世紀型技術であり、洪水が出ても“水害”を出さない工夫が求められる、と話され、武村氏は、土木技術者としては、大雨の時に河川の水の上端をたとえ1センチでも下げる手段があれば、必要であり、ダムだけでなく様々な手段を併用して洪水を防ぐことが必要、と述べられた。現実の問題としては例えばハッ場ダムのように、嶋津氏が述べられた首都圏の水余りの状況、台風時に治水効果が無いことは明らかであり、また、大熊氏の、河川を物質循環の担い手であり、地域文化を育んできた存在と捉える考え方には啓発された。一方、武村氏の技術者としての考え方も理解できる部分はあるが、双方を通して、現在のダム建設の問題点、技術的というよりは社会的な問題点をもう少し明確にして欲しかった、という思いは残る。それは、誰が何のためにダムを造るのか、費用対効果を含めて、また弁護士会の問題意識でもある「人権問題」を視野に入れて、半世紀ものあいだ地元住民を苦しめてでも造らねばならないものなのかどうか、ということである。このシンポが「有識者会議」を意識して、つまり“ダムに頼らない治水”がテーマであることは分るが、もう一つは、“ダムの功罪”についてはそれはそれとして（既に明らかになっていると思うが）、ダムに頼らない治水のあり方についての論議はこれからも深化させていかねばならないだろう。

暗雲立ち込めるダム検証

嶋津暉之（ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会）

■ダム見直しの現実

昨年9月の政権交代によって国土交通大臣に就任した前原誠司氏は最初の記者会見で、ハッ場ダムと川辺川ダムの中止を表明し、全国約150のダム事業の見直しを表明した。これは民主党のマニフェストに掲げられた「コンクリートから人へ」という公約に基づくものであり、ダム反対運動に長年かかわってきた私たちは前原大臣の英断に万雷の拍手を送りたい気持ちであった。

しかし、その後の前原大臣の判断は私たちの期待とは異なるものになっていく。ダム事業の見直しをする手順と判断基準をきめる「今後の治水のあり方に関する有識者会議」が昨年12月に発足したが、ダムに対して懷疑的な専門家はその有識者会議から一切排除された。中立的な委員だけで構成すると言いながら、実際には明らかにダム推進側と思しき委員が複数入っており、所詮は河川官僚の人選によるものであった。

更に、この有識者会議の会議は非公開で進められていく。議事録が数ヵ月後に固有名詞抜きで公開されるものの、会議の議論は密室で行われ、ダムによらない河川行政のあり方を国民とともに考えていこうという姿勢は皆無であった。

そして、前原大臣がダム見直しを表明したにもかかわらず、ほとんどのダム事業は従前どおりの工事が進められていく。直轄・水資源機構ダムは次のステップの工事に入らないという措置がとられただけであって、実際にその対象になったのはわずか6事業であった。そして、補助ダムに関しては、大臣の要請を無視して本体工事の駆け込み契約を強行したダム事業も前原大臣は本体工事の予算を認め、ゴーサインを与えててしまうのである。ダム見直しの方針を表明しているのであるから、その方針に逆行する動きに対して毅然たる態度で臨むべきであるにもかかわらず、いとも簡単に現実の進行に迎合した。さらに、検証対象ダムは本体工事着手済みの事業、既設ダムの機能増強事業が除かれ、85ダムに縮小された。

■有識者会議の中間取りまとめ案

7月13日の第11回有識者会議でダム事業見直しの中間取りまとめ案が発表された。それを見ると、この検証作業で実際にダムがどこまで中止されるのか、疑問である。今回の検証はダム事業者が自ら行うものであり、さらに、ダム推進を求める合唱の場となると予想される「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置され、その意見も踏まえて検証が行われる。一方で、ダム事業に反対する市民はせいぜい公聴会、場合によってはパブ

リックコメントで意見を述べるだけであるから、ダムの検証は結局は多くのダム事業に対して推進のお墨付きを与えるものになる可能性が高い。

この中間取りまとめ案に対して現在、意見募集が行われている。今年9月にはダム事業見直しの中間取りまとめが決定され、その後、それに基づいて検証対象ダムについて検証作業が行われることになっている。しかし、その検証作業は上述のとおり、多くのダム事業に対して中止ではなく、ゴーサインを与える可能性が高い。

ダムの検証は、委員を公募した第三者機関によって公開の場で市民参加のもとに客観的に行なうことが、眞のダム見直しを進めるための必須条件であるにもかかわらず、有識者会議のまとめではそのことはまったく考慮されていない。形だけのアリバイ作りのダム検証に対してその抜本的な改善を求めて私たちは行動を起していかなければならない。

■ハッ場ダムはどうなるのか

ハッ場ダムはどうなっていくのであろうか。前原大臣はハッ場ダムの中止方針は変わらないが、ハッ場ダムについても予断なき検証を行うという。上記の検証作業をハッ場ダムに当てはめれば、ハッ場ダムを推進してきた関東地方整備局が検証作業を担うのである。その出先機関であるハッ場ダム工事事務所は、前原大臣の中止方針表明後も、ホームページや現地のPR施設（やんば館）でハッ場ダム事業の必要性をPRし続けている。更に、検証作業では関東地方整備局が、ハッ場ダムの推進を強く求めている6都県知事等で構成される「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、そこと意見の調整をして検証を進めることになっている。これで、果たしてハッ場ダムの是非についての客観的・科学的な検証が行えるのであろうか。

それでも、大臣の指示でハッ場ダムの検証の結果を中止の方向に導くことができるのであろうか。或いは検証の結果がダム推進妥当となつても、大臣の判断でそれを覆して中止とすることができますのであろうか。ハッ場ダムの先行きはまったく不透明となっている。

そして、この検証作業は期限が定められていないため、ハッ場ダム予定地の人たちはこれからもしばらくの間、現在の宙ぶらりんの状態のまま放置されることになる。ダム予定地の人たちにとってそれは耐えがたいことだと思う。

前原大臣はハッ場ダムの中止方針は変わらないと言明しているのであるから、中止を前提とした生活再建、地域再生の案を地元に提示し、地元の合意形成を得たうえで、その実施に取り組むべきではないだろうか。

水没予定地における居住、営業は日々困難となっており、地元住民は騒音、振動などの劣悪な環境の中、生活権を侵害される状況が続いている。ダム行政の犠牲になってきた住民への支援は、ダム事業の検証作業とは切り離して、早急に取り組むことを政府に対して強く求めていきたい。

二瀬ダム・滝沢ダムを見学しました

2010年5月 河登一郎

- 荒川上流にはたくさんのダムがありますが、二瀬ダムと滝沢ダムはいずれもダム周辺で亀裂や地滑りが起きており、今まで数回見学しましたが今回も5月21日に民主党無所属会派の秦/山川両県議会議員の視察に同行する形で埼玉の会会員4名が参加しました。なお当日は秩父市の会員野口さんのご紹介で生態系協会の4名の方が車と運転を提供して下さいました。
- 最初に訪問した**二瀬ダム**では、数年前までハッ場ダム現地事務所副所長をしておられた藤田所長が説明されました。完成後既に半世紀近く経った本ダムの一般的な説明は省略しますが、私の印象に残ったことを一つ報告しますと、ダムの堆砂率が既に計画量の92%に達しているという点です。ダムの最上流部にある貯砂ダムに溜まった砂利をトラックで本ダムの外まで運んでいるのに、です。但し、もともとダムの有効貯水容量は堆砂容量を差し引いた数字なので、現状でもダム本体の有効貯水率は約90%確保されているという説明でした。
私たちが一番関心を持っていた、ダム周辺の地滑りと周辺民家の地割れについては別の資料で説明されました。それによると、周辺地盤を調査した結果、ダムの左岸麻生地区に約160メートル×約100メートルの地滑り地帯が認定され、対策として集水井2基と横ボーリング1ヶ所を実施した。ほかにも地滑り地帯が2ヶ所あり同様の状況だそうです。費用は約1億4千万円。自宅の土間が地割れしている民家は麻生地区の沢に建っていました。事務所の説明では、地滑りは確かに発生するが、ダムの水面は地滑り地帯の最下段に一部接しているだけなのでダムより降雨の影響の方が強いので、ダムがなくても大雨で地割れする可能性が高い地形だということでした。もともと地滑りの可能性のある地形がダムの影響で地割れのリスクが高まるのではないかでしょうか。国交省でも調査は継続しており引き続き監視が必要です。
- 「道の駅」での昼食後訪れた**滝沢ダム**では平成17年4月の工事完成後の試験湛水で地盤の亀裂や地滑りが7回（以上）発生し、5年の年月をかけて対策工事（押さえ盛土やアンカーボルト打ち込みなど）を繰り返した結果、現在は最後のアンカーボルト打ち込み工事中でした。「これで対策は一応完了し、今年度中に国交省の検収手続きが終了する見込み」という説明でした。こちらには周辺に民家がないので民家への直接の影響はありませんが、ダムのすぐ上を通る国道数カ所で亀裂が起こったことが心配です。この7回にわたる追加工事には約140億円かかる予想だが、総事業費2,320億円の枠内で納まるので追加予算は不要！という説明でした（他に検討中と経過観察中が4ヶ所）。「総事業費」の枠には随分余裕があるのでですね。もし亀裂や地滑りが起こらない場合にも「予算は使い切る」のだと思います。昔から地滑りが多い地域でしたが、当初国交省は「最高の技術を駆使して対応する」と説明していました。2,320億円もの巨費をかけ、両岸のいたるところが分厚いコンクリートとボルトで補強されていましたが、それでも試験湛水による浸水であちこちに亀裂と地滑りが続いたのです。その結果、完成予定が5年も遅れ140億円もの追加費用が発生しても責任者は不在；これが官僚主導の公共事業の実態です。

以上

八ッ場ダム工事談合に関する公取への措置請求書提出



2010年5月 河登一郎

- 以前から、八ッ場ダム関連工事には「談合」による高値受注が多いと指摘されており、国会（衆議院国土交通委員会）や群馬県（公共工事入札監査委員会）でも取り上げられました。
- 今般、私たち1都5県の会と八ッ場あしたの会では、大川弁護士の助言を得、群馬県と千葉県の会が中心になって平成20年度と21年度の工事契約の中から国交省（関東地整）発注分88件と群馬県発注83件の入札記録を精査した結果、平均落札率（注1.）が約95%（99%以上が17件）など談合の可能性を強く疑わせる分析結果が出ました。
(注1.：落札率：事業主の予定価額を分母とし、実際の落札価額を分子とする比率。通常、予定価額は資機材などの経費を定価で計算するので、公正な競争入札が行われれば、応札業者のコストダウン努力が反映されて、落札率は70～80%に落ち着くことが多く、95%を超える場合には談合（業者同士の話し合いで値下げ競争を避け、順番に高値落札を狙う。「公正な取引」を阻害するので独禁法上禁止されており犯罪です。）の可能性が高いと云われています。)
- 問題は、これらの資料だけでは、談合の疑いが強いとは云えても、談合が行われた直接の証拠ではありません。「直接の証拠」とは業者同士の打ち合わせメモとか内部告発のことです。今回の分析結果は、「直接の証拠」ではありませんが、単に落札比率が高いだけでなく、落札にいたる経過、落札業者、回数、価額などから一部業者のく密室での談合>を強く示唆する内容（注2.）でした。
(注2.：例えば①群馬県の入札では限られた一部業社が集中的に落札、②国交省の入札では1社のみ応札又は応札後辞退社が続出し無競争入札が29/88件=33%、③再入札の結果はすべてのケースで最初の1位業者が最終的に落札しているなど)。
- 私たちは自信を持って5月28日に公正取引委員会に「措置請求書」を提出し、同時に本事業の監督官庁であり、施主でもある国土交通省に対しても善処方「要望書」を提出しました。
- 公取の窓口で対応してくれた職員は、当方の説明に対してそれなりの問題意識は持っておられ、専門的な質問もありました。そして、「良い資料だが、これだけでは間接的な状況証拠の域をでない。<直接の証拠>があると有力なのだが、本件がオープンになると逆に証拠を隠される恐れも増大すると心配していました。私たちもそのあとに予定していた記者会見を実行すべきか悩みましたが、本件は既に国会でも問題提起され、マスコミにも取り上げられた問題ですから、むしろ大きく取り上げてもらうことで「直接の証拠」や「良心的な内部告発」のきっかけになれば良いがと考えています。

● インフォメーション

★現地見学会-----

日時：10月24日（日）（集合；川原湯温泉駅前 12時30分 解散：16時30分）

主催：ハッ場あしたの会 申込：東京事務局（田中）FAX：0424-67-2951

★ハッ場シンポジウム-----

日時：11月21日（日）午後1時半～ 主催：ハッ場あしたの会 場所：東大農学部弥生講堂

★住民訴訟6周年報告集会-----

日時：12月4日（土）午後1時半～ 主催：ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

場所：全水道会館4階

署名活動にご協力ください



「ハッ場ダムを含む4ダム事業の中止と地元生活再建の早期実施を求める署名」の署名をお願いします。用紙は埼玉の会ブログからダウンロード出来ます。

<http://yambasaitama.blog38.fc2.com/>

締め切り 9月末

埼玉の会へ入会のお誘いとカンパのお願い



平成17年9月、ハッ場ダム建設事業の中止させることを目的に結成し、この間住民監査請求、公金差し止め住民訴訟など情報交換しながら活動中。会員の皆様には「STOP!ハッ場ダムニュース」をお届けしています。さいたま地裁において住民訴訟は残念ながら敗訴。直ちに東京高裁へ控訴しました。控訴審に向けての意見書作成等の費用が必要です。カンパのご協力をよろしくお願いします。今後もハッ場ダム建設をストップさせるまで一緒に頑張りましょう！

*会費（年会費2000円）・カンパは下記の郵便局口座にお振り込み下さい。

通信欄に住所氏名電話番号をご記入ください。

■ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会■

〈振替 00180-2-334064〉



ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局：さいたま市浦和区北浦和5-15-41-221 大高 方 TEL&FAX：048-831-4891

★ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 <http://yambasaitama.blog38.fc2.com/>

★ハッ場ダム訴 <http://vamba.sakura.ne.jp> ★ハッ場あしたの会 <http://www.vamba.net.org>